

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十四号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部なら歴史芸術文化村構想等検討委員会の項を削り、同部なら歴史芸術文化村構想宿泊事業者選定委員会の項を次のように改める。

奈良県中小企業会館等 活用検討委員会	奈良県中小企業会館等の活用に関する重要事項についての調査審議に関する事務
-----------------------	--------------------------------------

別表知事の部奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会の項中「奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会」を「奈良県公共交通基本計画推進支援事業選定委員会」に、「安心して暮らせる地域公共交通確保事業の」を「公共交通基本計画推進支援事業の」に改め、同部平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会の項の次に次のように加える。

平城宮跡歴史公園歴史体験学習館事業者選定委員会	平城宮跡歴史公園歴史体験学習館に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
-------------------------	---

別表知事の部平城宮跡歴史公園南側地区の整備に関する検討委員会の項の次に次のように加える。

平城宮跡歴史公園南側 地区事業者選定委員会	平城宮跡歴史公園南側地区に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
--------------------------	--

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。